

イベント食品等販売に際しての注意事項（お願い）

1. 食品営業許可申請等の手続きについて

食品の販売を行う場合、保健所からの食品営業許可等に基づいて行うよう徹底をお願いします。（飲食店営業・仕出し・露店・菓子製造等）

許可を受けていない場合は、早急に保健所（つつじ祭り開催地域の所轄は長野県上田保健福祉事務所）へご相談ください。平成 30 年 6 月から食品衛生法の一部改正により、大きく制度が変わりました。申請書類関係は下記よりお取り寄せください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/index.html>

2. 消火器の設置について

皆様からは事前に出店内容をお伺いしておりますが、会場で火気器具の使用がある場合には、消火器の設置が義務となります。火気器具を使用される場合には、消火器をご用意ください。なお、消防署への全体の届け出は、当観光協会にて行いますので、必ず設置してください。

火気器具とは、プロパンガス、石油、ガソリン、炭、薪並びに電気を熱源として使用するコンロ、ストーブ、グリドル、バーベキューコンロ、ホットプレート、発動発電機など。

消火器は、業務用消火器の粉末 ABC 消火器の準備をお願いします。また、準備する消火器の本数は、火気器具ごとに 1 本以上必要となります。

消火器でも「住宅用消火器」や「エアゾール式簡易消火用具」は認められておりません。また、消火器に代わりとして「水バケツ」で対応も認められておりません。

*当日、消防署員の立ち合い検査があります。

3. 食中毒予防について

ご承知のうえとは存じますが、梅雨の季節ということもあり、食品の管理については十分に注意をしていただくようお願いいたします。

4. 感染状況によっては、感染対策を各ブースにてそれぞれ実施してください。手指消毒、マスク対策、非接触会計。

5. 食べ残しの残飯、汁の回収、販売容器の回収を徹底して持帰りください、途中の沢などに捨てないようにお願いします。会場エリアは国立公園です。購入者の方にも徹底してください。

6. 国立公園につき会場内にはゴミ箱の設置をしていません。